

# 感染症に関する報告書

千葉県立東総工業高等学校長 様

\_\_\_\_\_ M・E・I・P 科 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記感染症に罹患し、治癒または定められた期間の経過、医師から指示された登校しても差し支えない状態に回復したことを報告いたします。

## 記

1 感染症名 \_\_\_\_\_

2 出席停止期間 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 添付書類

※生徒氏名、受診日の記載がある通院の領収書、薬局の領収書等のコピーを添付

※感染症の種類と出席停止の期間の基準については裏面参照

## ●学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準

【学校保健安全法施行規則第18条・第19条】

分類	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 <sup>※1</sup> 、中東呼吸器症候群 <sup>※2</sup> 、特定鳥インフルエンザ <sup>※3</sup> 、 <sup>※4</sup>	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 <sup>※5</sup>	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 <sup>※6</sup>	

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

※3 感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。

※4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

※5 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)

※6 出席停止扱いをすることがある感染症です。流行性角結膜炎、マイコプラズマ感染症、手足口病、溶連菌感染症、感染性胃腸炎等。

【日数の数え方】 発症とは発熱した日。発熱・解熱した当日は0日と数えます。